東郷村報

第104号
昭和35年7月20日
発行所
宮崎県東臼杵郡
東郷村役場
日向市富高
株式会社 安藤印刷所
電話64番

今年は 拠出制国民年金 発足の年

国民年金シリーズ

来年の四月一日から、一定の保険料をかけておいて将来年金がもらえる、いわゆる拠出制の国民年金制度、わかりやすく申しますと国民の恩給制度が実施されますので、これからその準備を始めることになりますがなぜこのような制度ができたのかということです。

その一つの理由は、日本人の平均寿命が年々延びてきて年よりがふえてきたということです。すなわち、日本人の平均寿命は大正の終りから昭和の初めごろには、大体男が四五才、女が四七才であつたものが昭和三十三年には男六五才、女七〇才というように急激に延びてきております。

これはとりもなおさず、老人の数がだんだん増えていくということで、現在では一五才から六五才までの生産に従事できる人たちが、一一、三人で六五才以上の老人一人を養つているかんじようになり、昭和九十年には三、二人で一人を養なわなければならぬということになつて若い人の負担が非常に重くなつてくるということです。もう一つの理由として戦後において家族制度が変つてきたことがあげられます。

年をとつたり、身体障害者になつたり、あるいは幼い子供があるのに夫に死に別れたというような場合に、昔のように、親子兄弟その他の親類の家で養つてもらうということが簡単にできなくなつたのです。昔は、親類が互いに扶養し合うという気持が強かつたのですが、だんだん個人的な考え方が強くなつてきて、そういう気持も薄れてきましたし、また、お互いに毎日あくせくとして、ゆとりのない生活をしているような状態のもとで、いつまでも今までの習慣に頼つて、老人や身体障害者、あるいは母子世帯の人々の生活を、親類同志の責任にまかせておくわけにはいかなくなつてきたということです。

ところで、このように年をとつたり、身体に障害を受けたり、働き手の夫に死なれたりしたときに国家がその生活をみてやるといつた制度は、今までは会社、工場、官庁などで働いている人々に対する厚生年金とか恩給のような制度だけであつて、これらの制度によつて保障される人々は、日本全体で働いている人々の三割にも足らない数であります。

農業や漁業その他の自営業に従事している大部分の人は、こういう社会保障制度から取り残されて、将来起つて参ります老令、癈疾、死亡といつた事故に対して、たえず不安な状態のもとに置かれていたわけです。そのようなことで、数年前から、こういう人々に対してもぜひ年金制度をという希望の声が高まつてきて、それに応じてできたのが国民年金の制度であります。

この制度は広く社会全体の人々がお互いに助け合うという社会連帯の考え方から、老令のように誰でもいつかは行きつかねばならぬといつた事態については勿論のこと、身体障害や夫の死亡というような思いがけぬ事態に対しても、あらかじめ若くて働ける間に、自分の力で一定の保険料を一定期間納めて年金をもらえるように備えておくといういわゆる拠出制が基本になつております。

こういう制度は、すでに外国の進んだ国では行なわれておりますが、日本においては初めてのことで、社会保障制度の歴史に記念すべき一ページを加えることになるわけであります。お互いが将来何不安なく暮していけるよう、この制度をよく理解し、心から守り育てていきたいものです。

国民年金実施のための世帯調査について

昨年十一月から、七十才以上の年寄りの方や身体障害者の方、あるいは母子世帯の方に対して国民年金法による福祉年金が支給されていますが、これは、拠出制国民年金が始まつても、すでに老令であつたり、障害または母子の状態にあるために、保険料を納める能力がなかつたり、あるいは、納める期間が短いため、年金を受ける資格ができない人たちに支給される特別なものであります。

拠出制国民年金の制度は、毎月きまつた保険料を納めておいて、将来、老令とか障害母子といつた状態になつてもこまらないだけの準備をしておくという制度であります。この国民年金に加入しなければならない人は、⊗明治四十四年四月一日以前に生れた人、つまり来年四月一日で二十才以上五十才以下の人で日本国内に住んでいる日本国民のうち厚生年金とか恩給など公けの年金に加入していない人とか、またこれらの年金を受ける資格を持つていない人、こういう人たちは、好むと好まざるとにかかわらず、すべての人が加入しなければなりません。

また、これ以外に、⊗厚生年金、恩給などの公けの年金に加入している人やこれらの年金をもらう資格がある人の奥さん方、またはこれらの公けの年金のうち、遺族年金とか留守家族手当をもらえる人たち、それから定時制とか夜間の学校に通つている人などを除いた学生、生徒、あるいは、昭和三十六年四月一日に五十才をこえる人で五十五才以下の人たちは、将来のことを考えて国民年金に加入しようと思えば任意に加入できるようになつております。

以上のような人が国民年金の被保険者になるわけですが、その大部分は、商業や農業、漁業、林業あるいは自分で小さな事業を営んでいるといつた人たちですから、これらの人たちがどの程度いるかといつたようなことを、来る七月十日を基準にして全国的に調査を行うもので本村でも区長、生産組合長さんを通じて村内全世帯について世帯調査を行うことになりました。

皆さんからこの国民年金制度をよく理解していただいて、この調査が確実に行われるよう御協力をお願い致します。

農協だより

第十二回県下金融推進委員大会盛大に挙行、第十二回金融推進委員大会は去る六月七日組合長さん、推進委員の参集を戴き県教育会館におきまして開催されました。

大会は五〇億運動二ヵ年の最後を飾る農協並びに地区協議会の表彰を始め、体験発表、講演等を折り込んで盛大に終了しました。

参加された全員の方々が五〇億の成果を心から喜び合い三十五年度の貯蓄目標七〇億の確保を心に誓い合つて解散しました。

表彰の栄に輝く
東郷村農協並びに日向地区協議会

前期大会の席上において東郷村農協は県下一〇五組合の中より目標達成率賞として表彰されると同時に日向地区の各組合により結成されている日向地区協議会は昭和三十四年度最優秀賞として表彰されました。

東郷村農協ではこの栄誉を汚さないよう本年度目標七千万円とし、これが運動を夏の陣と冬の陣に分けて展開することに致しておりますし組合員皆様方のより一層の御協力をお願い致します。

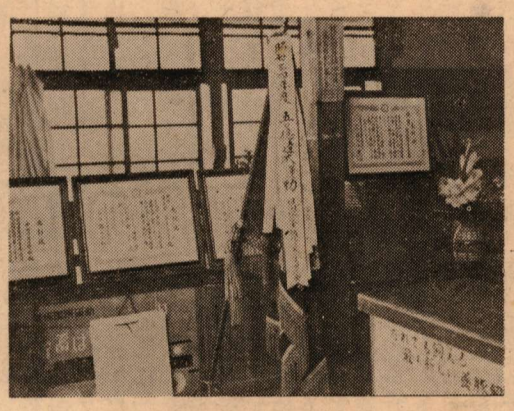

組合員の協力で獲得した優勝旗と表彰状

分収造林のすすめ

造林をすれば立派な森林になる土地をもつていながらいろいろな都合で自分で造林の出来ない人や、広い共有林、或いは部落有林が手入れのゆき届かないまま放つてあるところはありませんか、そんな土地を遊ばせておいたり自然のままにしておくことは持ち主にとつては勿論、村や国にとつてもたいへんな損失です。また資金や労力があつて造林したいと思つても土地がないために造林出来ない人はありませんか、造林は木材を増産して私達の生活を豊かにするためにも国土が荒れるのを防いで災害を少くするためにも非常に大切な仕事ですから少しでも資金や労力に余裕のある人はそれを造林に役立てるようにすることが得策ではないでしようか。

「土地を持つている人は土地を、労力を持つている人は労力を」

というようにお互いに持つているものを出しあえば立派な造林が出来る筈です。

村ではこのような分収造林を強力に推進することにしております。

「分収造林とは」

資金や労力を持つている人が土地の持ち主との間に契約を契んで造林しやがてその森林が立派に育つて伐採出来るようになつたときにその売上金を土地所有者と造林者間で合けあう方法です。例えば官行造林等も分収造林ということになります。

「収益を分けあう割合」

造林木を売りはらつたときその収入をどういう割合で分けあうかということは最初契約を結ぶときに決めるもので非常に大切なことですが普通条件の場合に土地所有者四割、造林者六割ぐらいが標準のようです。しかし分収の割合は土地の肥沃度や交通の便否によつても違うし造林費が多くかかるか少くてすむかによつてもちがうので一律には決められません。

「分収造林を行うには」

分収造林を行うにはまずしつかりした契約を結ぶ必要があります。何十年も長い期間にわたるものですから口約束のようなものでは不十分です。必ず契約書をつくつて保管しておくようにしなければなりません。またその契約書も将来厄介な問題が起らないようにするために適正でしかも完全なものにする必要があります。また土地所有者や造林者が自分たちだけで契約の相手を見つけだすことは困難な場合が少くないでしよう。

このような場合は役場又は森林組合林業改良指導員が色々な世話にあたることになつて居ります。

ここで一つ勘定をしてみましようか。仮りに一町歩の山を雑木のままでおいたとしますと三十五年の間に二回は伐ることが出来ますが収入の方は次の計算で判るように十万円にもなりません。町当りの蓄積は普通の所で一八〇石位ですから石当り二俵半とみて四五〇俵になります。山手を一俵七〇円とみれば六三、〇〇〇円となりますが針葉樹を造林したとしますと町当り一、〇〇〇石の蓄積と見れば山床で一、五〇〇円にしても一五〇万円となり六対四の分収であつたとすれば土地所有者の収入は六〇万円ですからおよそ十倍の収入があることになる訳ですこれがスダ山であるとか現在利用されていない原野等である場合は更に造林の効率が高くなることはいうまでもありません。分収造林は土地のない人でも立派に造林の出来る制度です。将来の生活の安定を図るためにみんなが力をあわせて一本でも多く植えておきましよう。

私の農業経営（二）

迫野内　前田米作

椎茸栽培を加えて居ります。

椎茸原木は非常に株が腐り易く古い山のは一伐期毎に十五糎位になり第二年度分は稲田で稚魚を育て池で越冬させて居ります。

裏作のナタネと共に幾分栄養の自給になり生活の改善の出来る事をたのしみにして居ります。

将来は池も二アール程に増設したく研究中であります、小鳥とびこう梅花の下で鯉や色とりどりの金魚の泳ぐ様を見る春の朝は何ともあらわす言葉もない位であります。

以上の経営で不足なのが稼動力でありこれを補うべく機械を入れて居ります。先づ原動機と脱穀機、次に飼料の確保と加工をする為に精米機と粉砕機カッターと婦人の手間を省く為め電気洗濯機の順でありますが何と申しましても働きものはカッターであります。

仔牛とも五頭分の一日分のマグサを切るのに二十分間敷藁を十分間で切り其の為め堆肥の切り返しの手間の省けるのは大したものです。

かくして生み出された時間で牛の手入と運動を致す訳でありますが私の経営は今後の畜産の成果が如何に上るかがカギであり、更に経営の合理化に精進する考えであります。（完）

「社会教育十年の歩み」から——

こうした割合に安全度の高い蔬菜も台風の影響如何では収穫が半減致しますので更に経営の安全を保つ為め

農繁期に思う

長渡清八

麦刈から田植終了までと、稲刈から麦蒔までを農繁期と称して昔から此の時期には猫の手迄も借りたい程忙しい時期と云われていますよくよく観察して見るにこの猫程捕鼠以外に役立たない動物はなかろうと思いますが、それだけ役立たない猫の手すら借りたいと云う程だから如何に此の期が忙しいかと云うことは今更論じなくても忙しいには相違ありません。

成程忙しいには忙しいが、此の農繁期もやり方いかんによつては案外さ程忙しさも感せずに割合のんびりと気楽に乗り切ることの出来るものではないかと云うことを短かい十年そこそこの体験から割出しましたので誠につまらぬことですが左にそれを申し述べて見ましよう。宜敷く御批評を乞う次第であります。

農業に限らずあらゆる産業を遂行するには三つの原則が必要であります、即ち1、可動力　2、財力　3能力　この三原則を動員して始めて産業は遂行されるのであります。殊に農繁期ともなれば一層この三原則を周到に動員して最も経済的に最も周密に機動することが肝要だと思います。

即ち財力は時前において貯蓄して置いて決して直前まで財力収集に勤めないこと。

可動力は耕作反別に応じて増減を勘案すること。

尤もこの可動力中には人力畜力、機械力の三力がありますが、当村の様な地形の耕地には機械力は不適当かと思いますから人力と畜力とを主として行きますが其の二力を並行にすること田植前に畜力を減少させないことです（大牛を小牛に交換したりしないこと）

次に能力の使い方ですが、これはいたつて簡単でありますが、この能力の使い方如何によつては楽くにもなり、苦しくなるのですがそう簡単に片付けてはなりません。例えばどこどこの田は水不足勝だから降雨をのがさず代をあけて置くとか或は、早期水稲に切替るとか、どこは湿田だから代あけ前に畦を塗つて置くとかこんな点から万端にわたつて働かせて最も合理的に使つて行くこと。

晴天の時はどう云う作業をやつて、雨天の時はどうする、内には可働人員が僅少だからどうすると、いうあんばいに周到に使途して、むだなく、春先から田植終了までの準備作をめぐらしてこつこつとやつて行つたなら農繁期になつて、そう特別の過労をやらなくてもすみそうです

（以下次号）

完納

七月末固定資産税
第二期分の納期で
す七月三十一日ま
でに納めて下さい

議会だより

▼六月定例議会は六月二十八日午前十時村議会議事堂に招集され、会期二日間で次の事件について審査し原案の通り可決確定されました

○議案第二十二号　職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例の制定について
村職員の勤務時間休日及び休暇に関する事項を規定した条例で原案の通り可決確定した。
○議案第二十三号　名誉村民条例の制定について
本村の住民又は、本村に縁故の深い人で、社会公共上偉大な貢献をなしその功績が顕著であると認められる人に対しても名誉村民の称号を贈り、相当の待遇をすることを規定した条例で原案の通り可決確定した。
○議案第二十四号　村有財産（立木）の処分について
大字山陰字上大谷の村有林に生立する杉の立木が送電線に支障をきたすため約二百本を処分することの議案で原案の通り可決確定した
○議案第二十五号　予算外義務負担について
東郷村森林組合は経営不振のため再建整備団体として再建計画を推進しているが、この再建整備資金として、昭和三十五年度から昭和三十九年度まで五ヵ年間に、二百拾四万七千五百円を補助又は、出資することの議案で原案の通り可決確定した。
○議案第二十六号　役場庁舎新築工事の一部変更について
役場庁舎新築工事の竣工期限は、本年六月三十日までであつたが、諸種の事情により期限内に竣工できないため、工事請負人より七月二十五日まで工事の延期願が提出されたので、契約書の一部を変更する議案で原案の通り同意決定した。
○議案第二十七号　役場庁舎新築工事の一部変更について
役場庁舎新築工事請負金の支払は中間部分払四回であるが、これを五回に変更する議案で原案の通り可決確定した。

村章ができました

役場新庁舎建設を記念して村章を募集しました。
全国からの応募三六三点の多数に達しましたが、その中からこの図案が選ばれました。
「とうごう」の「とう」が図案化され中の円は村の平和を意味し両翼は村の発展を象徴しています。
われ等の村章として敬愛しましょう。

○東庶第四百三十一号　人権擁護委員の増員配置に伴う委員候補者の推せんについて
本村の人権擁護委員は従来二名であつたが本村の他勢及び人口分布の状況から一名増員になつたので、大字坪谷三番地陶山勲氏を推せんする事件で全会一致同意決定した。
○陳情
優良種牡牛を導入したいので村費の融資を願いたい旨、鶴之内原田昇より陳情があり審議の結果採択することに決定した。
○六月二十九日（第二日目）は午前九時開議され、村政一般について一般質問が行われた。その状況は次の通りである。
松原千三郎君＝第一に失業対策事業の推進について
第二に村長は三月定例会に於て直営診療所の運営が好転しなければ根本的に改革しなければならないとの説明があつたがその後は状況はどうか、第三に本年度の村民税について巷間伝えられていることは、昨年度に比し増額したとのことである。村民所得はどのようになつているか資料を示してもらいたい。
村長＝失業対策事業は、四月より実施の計画であつたが、国の認可がなく先般上京の際本省に陳情折衝の結果七月から認可の見込がついた。未だ認可通知には接していないが、県から七月四日頃始業式を実施するので準備しておく様通知があつた。希望者は六十九名で身体検査の結果四十余名が合格している。国の認可は毎日十五名が就労できる見込である。又事業予定地は第一に大谷林道の改良工事で第二に深瀬赤井笠線の開さく工事を実施するよう計画している。
次に直診の運営については毎年二百万円も赤字がでるようであれば、根本的に改革しなければならないと考えていたが、最近極めて好転している。今後更に運営改善に努力すると共に村民の協力を得るよう努力していきたい。次に村民税は本人の申告によるほか、村自体に於ても所得調査を行つている。三十四年度の総所得は、三億五千六百八万二千円で三十三年度より二五、二％所得が延びている
寺原勝美君＝（関連質問）農業所得二十二％の延びは何か
税務課長＝米の所得を三十三年度は石当り、七千百八十円で算定したが、三十四年度は政府買上げの三等米価格一万四百円から必要経費三千百六十円を差引き更に藁の所得を反当八十把五百七十円を加算し七千八百十円で算定した。なお各産物の増収によるものであり調査の適正に努めた。
寺原勝美君＝去る二十二日ダムの放水によつて学童の渡舟に危険であつたときいているが、この対策について窺いたい。なお気象台では本年は異気象ではないかと発表している。これらの情報等、災害対策について窺いたい。
村長＝二十二日の放水については、大内原発電所長を呼び事情をきいたところ、当日は安保批准反対斗争による「スト」で電話が通ぜず警察電話をもつて通知したとのことであるが、通知のあつた時は既に舟四隻が流失していた。然し放水について九電は下流に対し通知の義務はなく県と契約の通り執行しているとのことである。これに伴う被害については宮崎支店とも打合せ回答するとのことであつた。今後関係機関とも充分検討し対策を構じなければならないことを考えている
次に災害対策については、県、郡、村の段階に於てそれぞれ対策が構ぜられている。
黒木利男君＝寺迫小学校は一教室に二学級の児童を収容しているが、これで完全な教育が行われるか教育長に窺いたい。
教育長＝寺迫小学校は学級数十　教室十で、校長、職員は小使室等の一部を使用しており教育上の影響も心配されるので、現講堂が危険校舎のため教室兼用の講堂建設につき県当局に折衝したが認められなかつた。中学校も本年から急増し教室の不足を生じているので、中学校の増築と併行して検討しなければならないと考えている。
杉浦義十君＝県道仲ノ原幸脇線の改良工事については先般出県の際六月中旬迄に実施調査の上計画するの旨、県土木部長の確約があつたがその後どうなつているか、次に耳川の電源開発計画について九電宮崎支店次長は六月中旬迄に通知すると確約したがどうなつたか窺いたい。
村長＝第一点については未だ調査していないが近く調査をなし計画をたてるときいている。第二点については、当時の次長が本店に転勤したため未だ回答に接していない。後任次長が連絡をとり回答するとのことである。なお前次長に対しては村長議長名をもつて公文書を提出することにしている。
若藤稔君＝安保改訂批准反対について各労組が統一行動をとつているが、本村教職員の当日の状況はどうか又今後の指導等について窺いたい。
教育長＝六月四日、十五日は各職場に於て集会をもちその決議を総理大臣等に打電することになつていたが、本村に於ては何も行なわれていない。二十二日も統一行動が行なわれたが本村の職員は参加していないこのことは各校長の指導と教職員の良識によることで今後も教育者としての使命観に徹していただき一人の法違反者も出ないようにつとめたい。
矢野通＝役場庁舎新築事業起債八百万円はどうなつているか、又八百万円獲得できない場合の対策はどうか
村長＝起債については五百万円の決定通知があつたがなお三百万円不足するので県地方課長に枠外起債について折衝中である。又先般上京の際、奥野理財局長にも強く要望しているが、今後更に強力に折衝しなければならないと考えている。なおどうしても獲得できない場合は別に財源の見途しをたてなければならない。
三浦治郎吉君＝（関連質問）本村の上流には数カ所のダムが建設されているが、若しこれが欠壊した場合の対策をかんがえているか。
村長＝将来起るかどうか予測し難い災害であるが、過去においてフランスでアーチ式ダムの欠壊があつたと聞いている。電源分水対策特別委員会に於てこれが対策について検討したい。
以上七名の議員の質問（関連質問二）に対して村長の答弁を終り、午前十二時閉会された。

▽△　▽△

三年度より延んだ根拠を示してもらいたい。
村長＝調査は各作物別に実施したが、集計を一括しているので作物別に整理していない。後日整理し報告する。
三浦治郎吉君＝現在伝染病患者は直診の一般病棟の一部を隔離病室に改造し収容しているが、便所、炊事場が一カ所で種々障害があるのではないが、別に隔離病棟を建設する考えはないか
次に現病棟には植樹がされていないため、特に夏季は患者がこまつているのではないか、環境整備について計画はないか
村長＝本村の伝染病は近年増加の一途を辿つている。この原因は、戦後優秀な薬品の出現によつて、伝染病に対し一般の関心が薄くなつているのではないかと思う。御説の通り診療所の病棟を一部改造して収容しており心配しているが、隔離病棟は一般病棟と異り相当経費がかかり診療所自体に於ても給食施設等の問題もあり現在の処、建設の計画は考えていない。従つて保健所の指導等をうけ充分対策を構じ発生の絶無を期するよう努力したい。次に病棟の環境整備については、昨年西病棟を植樹した。本年は東病棟に植樹するよう予算措置をなし善処する計画である。
新名戊君＝去る二十二日ダ

夏休みにおける両親への願い

坪谷小　馬場一義

毎年のことでありますが、今年も亦四十日に余る夏休みがやつて参りました。
子供たちの心の中にはもう既に川遊びや海水浴や、おじさんおばさんのうちへの旅行等、楽しい夢が流れていることと思います。
こう考えると子供たちに楽しい夏休みを愉快に、思い出のあるのびのびとした過させ方をさせてやりたいことは子を持つ親のみんなが願うことかも知れません。
しかし子供の成長と言う立場にたつて考えると四十日間の夏休みはやはり人間作りの一部分でありまして、決して成長休息の時間ではないはずです。
子供の成長は毎日の生活の積み重ねであります。ある中学校の進学就職指導の先生が「伯仲した生徒に成績の順位のつくのは夏休みの勉強次第です」と言つたのを聞いた事もあります。
まあ進学就職は別にして夏休みもその意味をはつきりとらえて子供に役立たせたいものです。そこで先ず夏休み中に陥りやすい欠点をあげますと、
1、学校でせつかく訓練されたことが無規律になり、学習態度も全くくずれ、遊びにのみ熱中する子供も出来る。
2、ややもすると家庭生活態度までこわされせつかくのしつけも不規則になりやすい。
3、暑さのためのみならず不規則な生活から健康を害することもある。
4、無駄づかいをしたり、夜遊びをしたりして悪習慣を作る機会ともなる。
次に長所をあげますと、
1、学校の日課から解放され変化のあるのびのびとした学習や生活をすること が出来る。
2、好きなことを思う存分やつてみることが出来、研究を深め、成功感を味わうことがある。
3、自分なりに計画を立て、自主的な生活態度を身につけることが出来る。
4、一日中家庭の一員となつて、家族の楽しい雰囲気にひたり、家の仕事を理解し、協力する態度を作る機会ともなる。
こう考えて見ると夏休みの生活のあり方もおのずから目安がつきそうであります。第一にのべた欠点に陥らないようにし、また第二の長所を充分に生かす方法を考えればそれでよいのではありますまいか。その例として、次にのべて見ましよう。
1、毎日規則正しい生活を送らせましよう。
夏休みはとかく生活が不規則になりがちですが、起床、洗面、食事、勉強、運動、遊び、手伝い、就床その他日常の礼儀作法等、一環した生活項目を順序正しく、児童生徒の発達に応じて強調しなくてはならないと思います。新一年生が洗面を怠つたり、あいさつが出来なくなつたり、勉強がいやになつたりするのも夏休み後によく見られることです。
夏休みはこの様な欠点に陥らないように注意するだけでなく、それらの生活態度をより深く自分のものにするための家庭実習期間と考え下さつてしつかりしつけていただきたいものです。夏休み中に、両親へのあいさつが出来るようになつたとか簡単なことでもよいから良い習慣を育てていただきたいものです。
「あいさつ」にしても低学年における形式的なあいさつから学年の進むにつれ自分のものとしてのあいさつになり、相手に自分の心情を通じる本質的なものまで要求さるべきでしよう。
規則正しい生活を送るためには子供と一緒に日課表を作り、過重にならないよう相談して専ら実践に重点をおいてその計画に対しては家中の人が尊重し子供をはげましていただきたいものです。
2、学習と研究を怠らないよう気をつけましよう。
イ、一般学習
朝の涼しいうちに学年に応じ能力に応じて時間をきめ実行させていただきたいものです。だいたい一年で三十分以上、五六年で二時間以上は勉強させていただきたいものです。（これは都会の学校の軽い一例です）。この学習について学校から課題があると思いますがこれだけを強要せず、これだけに終らず能力に応じた勉強のさせ方をかんがえなくてはならないと思います。宿題が親の子供に対する**きめ手**にならぬよう気をつけていただきたいものです。
ロ、自由研究としての学習
見学、旅行、調査、飼育栽培、実験観察、動物採集、模本作り、模型作り図画工作、日記、作文、手紙の交換等いろいろあります。これはどれもこれもと言うわけには行きません。一つでも、二つでもよいから十分時間とひまをあたえて実施させて下さい。
子供が板ぎれをあつめて木陰で箱作りでも始めたら御協力下さい。のこやかんなもいためない様に注意して貸して下さい。
彼等は興味にまかせて、ありだけの頭をしぼつて作ります。そして出来上りをながめて満悦しています、私はこの間校内をまわつていたら高学年の工作の時間に出会いました。朝顔を植える鉢を作るのです。上の方が広く下の方がせまくなつている鉢を板で作るのですから技術的に非常にむずかしいわけですが時間の来るのも忘れ夢中でやつています。こうしたところに特殊技術とか。趣味とか。ち密な研究態度が生れて来るのではありますまいか。
ハ、不得手な教科の学習
低学年では不得手であることを意識させず、興味をもたせながら指導しほめてやつて下さい。高学年では自覚させて努力させなくてはならないと思います。
ニ、宿題は休みのおわりにあわてないよう一週間か十日おきにみて上げて下さい。
3、明るい家庭の一員としての手伝いをさせましよう。
家庭生活を明るくするために家族全員がその持ち場持ち場の仕事を理解し子供は子供なりの手伝いをするよう仕向けたいものです。そしてその手伝いは自主的であり協力的であり、奉仕的でなくてはならないと思います。
大人のこどりであつたり命令服従であつては家庭生活の理解はのぞまれません。一つの目的のために家族全員が努力し協力する態度こそ大切であると思います。子供の一番いやがる仕事は「何しなさい。かにしなさい。」とあつてもなく次から次へとあてがわれる仕事です節度のある手伝わせ方が大事であると思います。
4、健康生活、安全生活についてイ、伝染病についての予防
ロ、水泳上の諸注意
ハ、体の弱い子供について
毎日うだるような暑さが続きます。丈夫な子供もまいる位です。この時に生れつき比較的弱い子供もいます。これ等の子供に対しては保養第一にかんがえていただきたいものです。又治療を要する子供には休みを利用して十分治療し、ゆつくり休養させていただき来る第二学期には他の子供と明るく学習が進められるよう心掛けていただきたいものです。
以上いろいろ申し上げましたが、九月一日始業式の日には、色黒々とした児童生徒が、にこにこ顔で充実した夏休みをおえて、全員一人残らず帰つて来ていただくことを心からお祈りしたいものです。

点滴

◇役場庁舎竣工の記念事業として色々なことが企てられたがその中、村政功労者頌徳碑の建設、村章の制定、名誉村民条例の制定はその最たるものである。
「頌徳の碑」は庁舎落成の日に除幕されることになつている。
村章は応募数三六三点中から二面掲載のものが選ばれた。みるからに清楚で気品があつてすがすがしい。本村の象徴として敬愛し、村章のもつ意味を日々の生活に具現したいものである。
名誉村民条例は村民の在り方の理想を示すものである
「名誉村民」の称号を受ける村民の出現を待望してやまぬ。
◇一村民から編集子に「台風時に気象庁が東径何度、北緯何度と発表するが地図がないとさつぱりわからぬので台風期にもなつたので村報に刷りこんでは」との要求があつたが印刷の都合で「謄写」で本号の付録として各戸に配布するので精々御利用願い、台風被害を最小限にとどめていただきたい。
小　して青田の風に吹かれけ